

西恋ヶ窪一丁目地域連合防災会
『地区本部 運営マニュアル』

<目 次>

	頁
1. はじめに	1
2. 地区本部の役割と災害時の体制	1
3. 地区本部の開設	2
4. 地区本部の運営	2
①運営体制	2
②夜間の対応	3
③運営手順	3
④長期化への対応	4
⑤記録や集計作業などの事務対応	4
⑥安否確認・被災情報の収集	4
⑦救援物資要望の収集	5
⑧救援物資要望の提出	5
⑨救援物資の受け取り	5
⑩救援物資の配布	6
⑪避難誘導、救助活動、消火活動、要配慮者への対応	6
⑫防犯パトロール	7
5. 地区本部の閉鎖	7
6. 附属資料	7

令和元年5月（令和8年4月一部修正）

1. はじめに

西恋ヶ窪一丁目地域連合防災会（以下、「防災会」といいます。）は、2018年3月に防災活動の指針となる『地区防災計画』を策定し、災害に強いまちづくりに向けた新たな第一歩を踏み出しました。

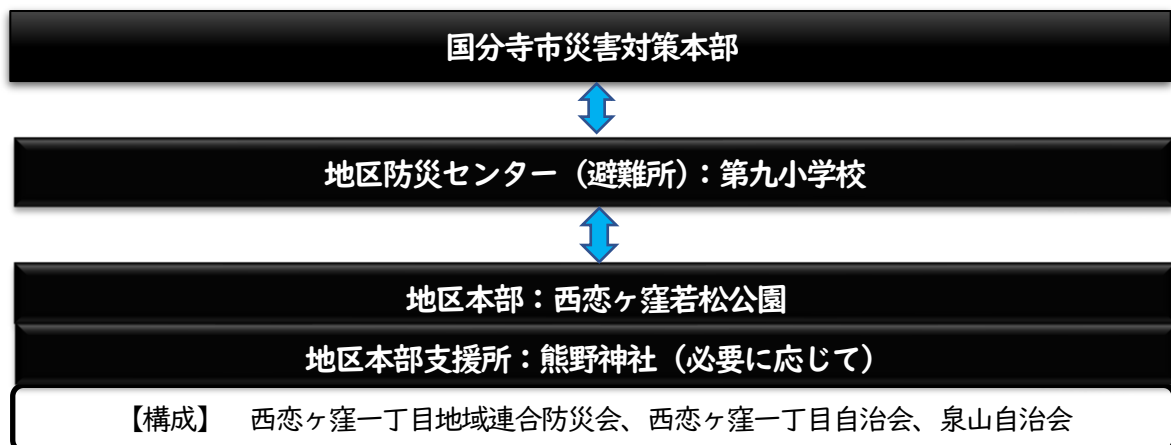
この計画では、平常時の防災・減災の取り組みや災害時の救援・救助の活動について横断的に触れていますが、この度、災害発生後において初動対応の要となる地区本部の運営に焦点を当てた、『地区本部運営マニュアル』を別途作成しました。

皆様方におかれましては、いつ起こるか分からない大災害に備えて、ご自身やご家族のかけがえのない命を守るために、行動指針となるこのマニュアルに従って、落ち着いて速やかに行動できるようにしてください。

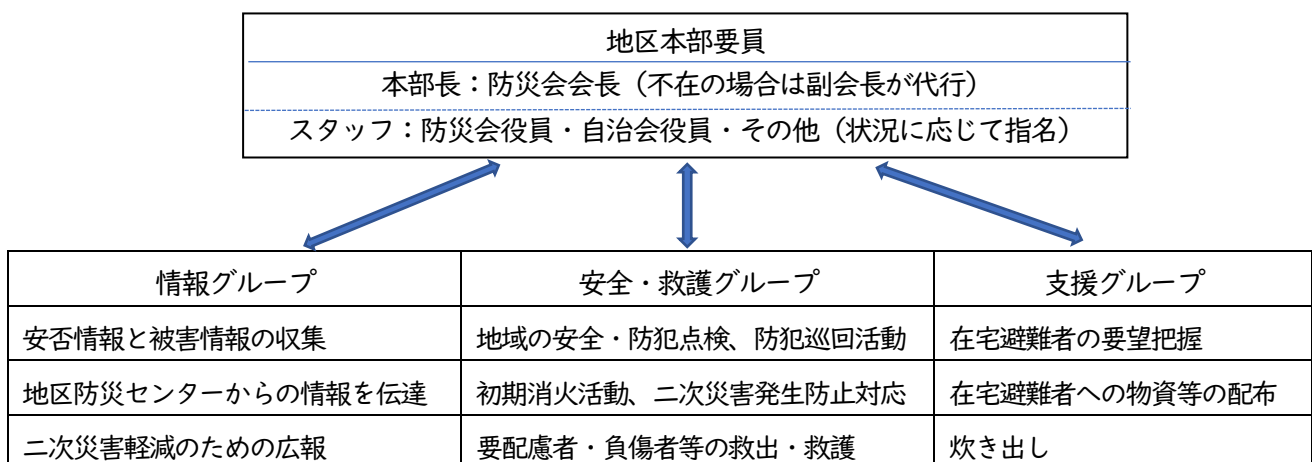
2. 地区本部の役割と災害時の体制（「地区防災計画」15頁）

地区本部は、『国分寺市地域防災計画』で定められた災害時における地域の総合防災拠点であり、災害時の混乱状態から地域が落ち着きを取り戻すまでの間、被災者生活支援の最重要拠点となります。西恋ヶ窪一丁目の地域では、西恋ヶ窪若松公園に地区本部が設置されるほか、必要に応じて熊野神社に地区本部支援所が併設されます。

（参考1）災害時における三層活動体制



（参考2）地区本部の要員と災害時の役割（自治会の班との混同を避けるためグループの呼称を使用）



3. 地区本部の開設（「地区防災計画」16頁）

防災会では震度5弱以上の大地震が発生した場合、最初に西恋ヶ窪若松公園に地区本部を開設し、ここを防災拠点として被災状況の把握をはじめとする被災者救援のための支援活動を行います。地区本部の開設手順は次のとおりです。

手順1 震度5弱以上の地震が発生したら、地区本部の支援要員（防災会と両自治会の役員）は、自分の身体と家族・家屋の安全を確保した上で、防災会役員は直ちに地区本部に集合し、両自治会の役員は担当する班員の安否確認を行ってから地区本部に参集します。

- ❏ 服装はできるだけ動きやすい格好とし、靴は安全性の高い靴底が厚くて硬い物を着用します。ヘルメット・腕章・手袋・防災用ベスト・タオル・マスク・携帯電話などがある場合は、それらを持って集合します。（すぐに動けるように非常用袋などにまとめて入れておくと便利です）
- ❏ 災害時には多くの方の協力を必要としますので、支援要員以外の方でも支援が可能な方には加わってもらい、無理のない範囲での協力をお願いしてください。

手順2 地区本部に支援要員が10名以上集合したら、地区本部用のテントなどの資機材を姿見の池の近くにある防災倉庫からリヤカーで地区本部に運搬し、全員でテントを組み立てます。夜間に行う場合は、電源の確保を優先してから行います。

- ❏ 支援要員はヘルメット・腕章・手袋などを着用し、指示された任務を遂行します。
- ❏ 防災倉庫の鍵は合計3本用意しておき、通常、防災会会長（地区本部長）と両自治会の会長が自宅で保管します。発災時には、3名全員が鍵を携行して地区本部に参集します。

手順3 テントの組み立てを終えたら、開設に伴い必要となる資機材・備品・事務用品などをセットし、電源および熱源を確保すると共に使用可能な状態にします。

- ❏ 防災会で保管している資機材・備品・事務用品などは、毎年、年度末の3月31日に在庫の確認を行います。

4. 地区本部の運営（「地区防災計画」17頁～18頁）

地区本部を開設したら、その後の運営は地区本部要員が中心になって行います。

（1）運営体制

地区本部の支援活動の中心的な役割を担う3つのグループ（情報グループ、安全・救護グループ、支援グループ）のリーダーとサブリーダーについては、事前に要員を決めておきます。リーダーは1名、サブリーダーは3名程度とし、原則としてリーダーが不在の場合はサブリーダーが代行します。要員に欠員が生じた場合は地区本部長（防災会会長）が指名します。

(2) 夜間の対応

①発災日の当日

夜間（日没から翌朝の日の出まで）に発災した場合は、季節・その日の天候・照明の状況・地震の頻度などにもよりますが、二次災害を誘発する恐れのある外出を伴う一連の活動は原則として控えることにします。但し、安否確認については生死に係わり一刻を争うこともあるので、電話や無線機などの通信手段を使うなどして、できる範囲で情報収集に努めることにします。その場合、人命救助を必要とする緊急事態が発生した場合は、地区本部から安全・救護グループ（班）の要員が応援に駆け付けるまでは、班長もしくは班内の知り合いが対応します。（被災状況によっては、対応の遅れや対応できないケースも想定されます）

②発災日の翌日以降

夜間においては組織だった支援活動を行いませんが、防犯の観点から、安全・救護グループ（班）を中心に地域の巡回見守りパトロールを行います。その回数や時間帯は、要員数や被災状況などにより判断します。

(3) 運営手順

手順1 地区本部に参集した役員は、他の役員の安否状況と被災状況の確認を行います。

手順2 地区本部に参集した役員の中から地区本部長（防災会会長）に指名された連絡要員は、地区防災センター（第九小学校）に、無線機1台と必要書類（付属資料を参照）などを持って向かいます。無線機は事前に不具合などないか確認しておきます。

手順3 地区本部では速やかに3つのグループ（班）への要員配置を行い、救援・救護に向けた具体的な行動を開始できるようにします。

<情報グループ（班）>

- ①自治会の各班長が班員の安否確認を実施しますので、「安全確認カード」（両面黄色、A4版）が門扉や玄関などに吊るされているかを確認の上、その結果と担当エリア内の被災情報を取りまとめて地区防災センター（第九小学校）に報告します。
- ②未報告の班については、地区本部要員が中心になって班員の安否確認を行うなどフォローをします。
- ③要配慮者については、できるだけ班全体で情報を共有しておき、可能な範囲で確認するようにします。
- ④収集した情報については、適宜、関係する安全・救護グループ（班）と支援グループ（班）に情報提供し、適切な対応を促します。
- ⑤地区防災センター（第九小学校）からの情報は、掲示板等を利用し住民に伝達します。

<安全・救護グループ（班）>

- ①初期消火活動や防犯巡回パトロール活動などを行います。
- ②救出・救護は、原則として家族や近所の方が中心になって行います。

③要配慮者・負傷者などの救出・救護は、医療関係者や災害時協力団体（店）などとも連携して行います。

*医療関係者や災害時協力団体（店）などに事前に支援要請し、対応できるようにしておきます。

<支援グループ（班）>

①災害時に自宅で被災生活を送る方の要望事項を把握し、班単位で救援物資の配布を行います。

②支援物資の受け入れ準備のため、収納スペースを確保します。

③地区防災センター（第九小学校）で支援物資を受け取り、配布します。

④支援物資の受け渡しを記録します。

（４）長期化への対応

地区本部の運営が長期になる場合は、健康管理に細心の注意を払うとともに、過度の負担とならないように交代で運営に当たります。

（５）記録や集計作業などの事務対応

安否確認状況や被災状況並びに救援物資の要望や配布状況は、電子的な方法により適切に保存・管理し、随時内容を更新します。万一の場合に備え、データはバックアップを確保し、常に最新の状態を維持します。

*事務操作は、防災会が指定する環境で行い、複数人が対応できるようにします。また、必要に応じて速やかに書面として出力できる体制を整えておきます。

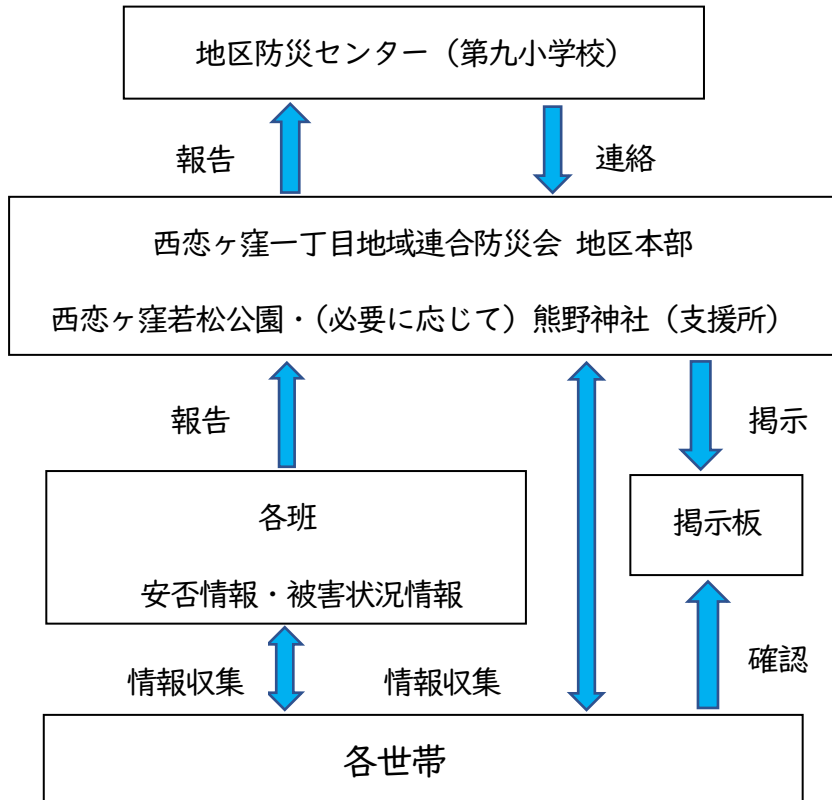
（６）安否確認・被災情報の収集

①各班は、安否状況、要救護者の有無、家屋の被害状況、道路の状況、インフラの状況などの情報を「被災状況調査シート（班単位）」に記入し、地区本部（西恋ヶ窪若松公園）に報告します。

②調査シート未提出の班については、地区本部のスタッフが班の範囲を記載した地図を持って調査に行きます。

③地区本部のスタッフは、「被災状況調査シート（班単位）」の内容をパソコンに入力し記録した後、「地域被害状況報告・要望シート **第Ⅰ報**」を地区防災センター（第九小学校）に提出します。但し、交通事情などにより持参できない場合は、無線機を使い、派遣されている連絡要員に「地域被害状況報告・要望シート **第Ⅰ報**」の作成と提出の依頼をします。

【安否情報・被災情報の流れ】



（7）救援物資要望の収集

- ①災害発生から3日以内に、在宅避難者用の「物資要望シート」を地区本部から班長を経由して会員の世帯に配ります。
*災害発生直後は、安否確認、被害状況の収集が優先されます。在宅避難のための食料・水は、7日分を目標にして、最低でも3日分の各世帯での備蓄をお願いします。
- ②各世帯は、「物資要望シート」に救援物資の必要数量などを記入し、班毎にまとめて班長または代理者が地区本部（西恋ヶ窪若松公園）に提出します。

（8）救援物資要望の提出

- ①地区本部のスタッフは、「物資要望シート」の内容をパソコンに入力し、救援物資の要望を地区防災センター（第九小学校）に提出します。
- ②地区防災センター（第九小学校）は、各地区本部からの要望を国分寺市災害対策本部に提出します。

（9）救援物資の受け取り

- ①救援物資は、国分寺市から地区防災センター（第九小学校）に届けられます。
- ②地区本部のスタッフは、地区防災センター（第九小学校）からの連絡を受けて救援物資を受け取りに行き、「物資要望シート」の品目と数量に相違ないか確認の上、受け取った救援物資を地区本部（西恋ヶ窪若松公園）に保管します。
- ③受領状況はパソコンに入力し記録します。

(10) 救援物資の配布

①地域住民の要望に応じて、受け取った救援物資の配分を決めます。

*必ずしも要望通りには物資が届かないことも想定されますので、状況に応じて配分の仕方を変更することがあります。

②地区本部のスタッフは、救援物資を班毎にまとめ、救援物資の到着を各班に連絡します。

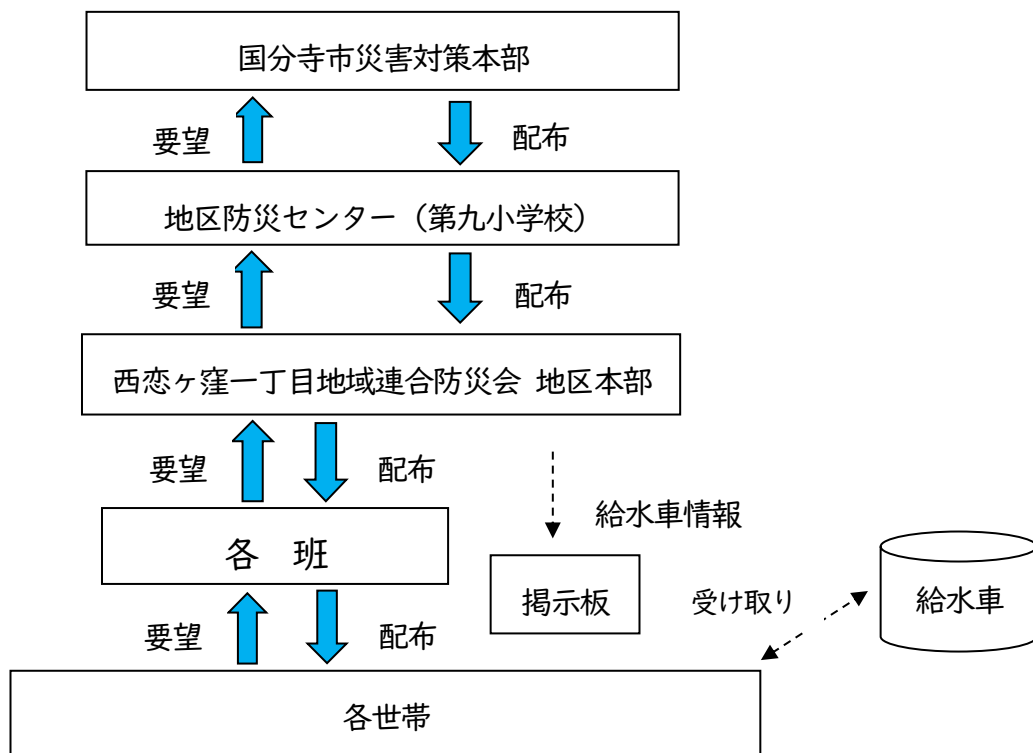
③各班は救援物資を地区本部（若松公園）に取りに行きます。

④救援物資の配布状況は、パソコンに入力し記録します。

⑤水の給水は、東恋ヶ窪配水所や北町給水所を利用します。また、地区防災センター（第九小学校）にある応急給水栓が使用できる場合は、そちらも利用します。

⑥給水車で水が供給される場合には、その場所や開始時間を掲示板またはアナウンスして住民に通知します。各世帯は指定された場所に行き、水の配給を受けます。給水開始前後の一時期に殺到し混乱することも想定されますので、支援グループ（班）が中心になって、整列の協力などの指揮を執ります。

【救援物資の申請から配布までの流れ】



(11) 避難誘導、救助活動、消火活動、要配慮者への対応

①発災直後の避難誘導、救助活動、消火活動への支援は、家族やご近所の方が中心になって行いますが、地区本部のスタッフや周辺の地域住民の方もできる範囲で支援に加わります。

*地区本部は避難所ではないので、特別の場合を除いて、避難者を受け入れることはありません。

- ②要配慮者への支援は支援者やご近所の方で行いますが、地区本部のスタッフは、できる範囲で支援を行います。

(12) 防犯パトロール

- ①住民の安全を守るために、安全・救護グループ（班）を中心に地区本部スタッフおよび登録された住民も加わり、地域内の見守りパトロールを実施します。
- ②防犯パトロール要員は、必ず腕章またはジャケットを着用して、見守りパトロールを実施します。

5. 地区本部の閉鎖

復旧作業が一段落し、地区防災センター（第九小学校）がその役目を終え閉鎖になると、地区本部（支援所を含む）も閉鎖し、地域住民に地区本部の閉鎖をお知らせします。

6. 附属資料

地区本部・地区防災センターへの提出書類一覧

- ・「被災状況調査シート（班単位）」「戸別被災状況」（様式 A-1 ①・A-1 ②）

班 長⇒地区本部（様式 A-1 ①・A-1 ②）

*班長が対応困難もしくは不在の場合は班の代理の者が対応

- ・「地域被害状況報告・要望シート(第1報)」「同左(第2報以降）」（様式 A-2・様式 A-3）

地区本部⇒地区防災センター（様式 A-2）（様式 A-3）

- ・「物資要望シート」（様式 B-1）・（様式 B-2）・（様式 6-14）

各世帯⇒班長（様式 B-1）

班 長⇒地区本部（様式 B-2）

*班長が対応困難もしくは不在の場合は班の代理の者が対応

地区本部⇒地区防災センター（様式 6-14）